

令和6年度 未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業 利用料金の一部貸付募集要項

1.目的

未就学児をもつ保育士の方が、保育所等における勤務の時間帯により、ファミリーサポートセンター等の子どもの預かり支援に関する事業を利用する際の利用料金の一部について貸付けを行います。

2.貸付対象者

島根県内の対象施設(以下「保育所等」という。)に勤務されている方で、以下の要件をいずれも満たす方が対象です。

- (1)未就学児を持ち、保育所等を利用している方
- (2)保育所等における勤務の時間帯の理由により、子どもの預かり支援に関する事業を利用する必要がある方

【対象施設(保育所等)一覧】

- ① 認可保育所
- ② 幼稚園のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している施設
 - ・認定こども園への移行を予定している施設
- ③ 認定こども園
- ④ 地域型保育事業
- ⑤ 病児保育事業
 - ※児童福祉法第34条の18第1項の規定による届出を行ったものに限る。
- ⑥ 一時預かり事業
 - ※児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を行ったものに限る。
- ⑦ 離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧ 認可外保育施設(地方公共団体における単独保育施策(いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの)において保育を行っている施設に限る)
- ⑨ 企業主導型保育事業所

3.貸付予定人数

4名程度

4.募集期間

令和6年4月1日 ~ 令和7年2月末日

※貸付状況によっては期間中に募集を締め切る可能性があります。

※令和6年3月1日から令和7年2月末日までの間に2 貸付対象者の要件を満たす方の募集となります。

5.貸付条件

(1)貸付期間

未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間(最大2年間)

(2)貸付金額

利用料金の半額(上限:年額123,000円)

※申請額について、金額が確定していない場合には見込みでご記入ください。貸付期間中に入会金や更新料等が発生する場合には月額に加算して申請ください。貸付期間終了後に精算します。

(3)貸付利子

無利子

※ただし返還期限後は残額に対して年3.0%の延滞利子が発生します。

(4)連帯保証人

1名

6.借入申込方法

(1)申込方法

勤務先保育所等を経由してのお申し込みとなります。借入申込者は、申し込みに必要な書類を作成の上、勤務先保育所等にご提出ください。

書類を受け取った保育所等は、提出される書類をご確認いただくとともに様式第12号を作成し、必要書類を提出してください。

(2)提出書類

	提出書類	備考
1	未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付申込書(様式第14号)	
2	様式第12号	勤務先保育所等が作成
3	保育士登録証(写し)	
4	未就学児が保育所等に入所していることが分かる書類	保育料決定通知の写し等
5	子どもの預かり支援事業の概要が分かる書類	パンフレット、利用料金表等
6	子どもの預かり支援事業の利用料金が分かる書類	領収証、契約書の写し等
7	借入申込者の住民票	

(3)書類の提出先

13. 書類の提出先及び問合せ先のとおり。

7.貸付者の決定について

島根県社会福祉協議会にて審査の上、決定します。

貸付を決定した場合は「貸付決定通知」を、貸付を行わない場合は「不承認通知」をそれぞれ借入申込者に通知するとともに、勤務先保育所等にも通知します。

8.貸付額の確定について

貸付期間終了後、利用料金の精算を行います。「預かり支援利用実績証明書」(様式第15号)の提出により支払われた利用料金の確認を行い、貸付額より利用料金が少ない場合には返金していただきます。処理後に免除の手続きを行います。

9.返還の免除

(1)借受人が次のいずれかに該当する場合には、返還額の全額を免除します。

① 借受人が島根県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。)これらの業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、借受人の意思によらず、島根県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入します。

※起算開始日は貸付期間の開始日です。

② 上記①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2)借受人が次のいずれかに該当する場合で免除の必要があると認められる場合には、貸付金(既に返還した金額を除く)に係る返還の債務を下記に定める範囲内において免除することができます。

① 死亡し、又は障がいにより貸付けを受けた資金を返還することができなくなったとき返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部。

② 島根県内の保育所等において1年以上児童の保護等の業務に従事したとき返還債務の額の一部。

※借受人が返還できなくなった場合、相続人や連帯保証人が借受人に代わって返還をする必要があります。相続人や連帯保証人がともに返還が困難である場合やその他、真にやむを得ないと認める場合のみ債務者全員の状況を十分に把握のうえ個別に適用します。

※本人の都合や事由により免職された場合や、特別な事情がなく恣意的に退職された場合などには適用できません。

10.貸付契約の解除

借受人が次のいずれかに該当して、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとします。

- (1)退職したとき。
- (2)心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3)死亡したとき。
- (4)虚偽の申請、報告、届出をしたとき、または不正等により貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (5)その他利用料金一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

11.返還

借受人が次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならないものとします。

- (1)貸付契約が解除されたとき。
- (2)借受人が島根県内において児童の保護等の業務に従事しなかったとき。
- (3)借受人が島根県内において児童の保護等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5)本会が定めた期日までに正当な理由なく届出等を提出しなかったとき。

12.返還債務の履行猶予

借受人が次に掲げる事由が継続している期間、返還債務の履行を猶予することがあります。

- (1)島根県内において児童の保護等の業務に従事しているとき。
- (2)災害、疾病、負傷、産前・産後休暇や育児休業、求職期間(3ヶ月に限る)、その他やむを得ない事由があるとき。

※返還免除対象期間には算入しませんが、引き続き保育士等の業務に従事しているものとして取り扱います。

13.書類の提出先及び問合せ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根5階
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798
E-Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp
HP:https://www.fukushi-shimane.or.jp/

HPIはこちらから



個人情報の取扱いについて

～保育修学資金等の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会(以下、本会)における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。保育士修学資金等貸付事業(以下、「本事業」という)においても各規程ののっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還(返済)・業務従事の状態等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、保育士修学資金等の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①保育士修学資金等運営委員会

貸付の決定、貸付の内定、一時返還、貸付の停止、返還猶予・免除等について、同委員会が島根県社協会長へ意見を述べるため、借受人等(借入申込者、連帯保証人、相続人、その他の関係者を含みます。以下、同じ。)の情報全般について提供します。

②指定保育士養成施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する指定保育士養成施設へ提供・照会することがあります。

③業務従事先の保育所等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

④他の都道府県社会福祉協議会等保育士修学資金等貸付実施主体

重複貸付や不正借受防止のため、本県以外の都道府県へ転出・転入した借受人等の情報、および県外に居住している関係者の情報について提供し、提供を受けます。

⑤福祉事務所

借受人等が要保護世帯に属する場合(貸付・返還中に要保護世帯となった場合を含む)、世帯の状況や申込内容、貸付・返還状況について情報を提供し、提供を受けます。

⑥市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

⑦各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の 50 音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定めていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当： 島根県社会福祉協議会 生活支援部長

苦情対応責任者： 島根県社会福祉協議会 事務局長

住所：島根県松江市東津田町1741番地3

電話：0852-32-5953

FAX：0852-21-0798

Eメール：shikin@fukushi-shimane.or.jp